

大牟田市商品開発・販路開拓支援業務の概要

1.業務名

大牟田市商品開発・販路開拓支援業務

2.業務の目的

本業務は、令和6年3月策定の大牟田市第7次総合計画に掲げる「広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる商業の振興」に向けて、消費者から選ばれる付加価値のある商品の開発を推進するとともに、この取組における伴走支援を通して、戦略的な計画立案や実現できるノウハウの習得による中小企業の競争力強化を図ることを目的に実施する。

3.業務の概要

本業務は、中小企業の競争力強化を図り、消費者から選ばれる付加価値のある商品開発や販路開拓を推進するため、伴走支援に取り組むものであり、以下の業務とする。

なお、支援対象商品のテーマは、「土産」とする。本市の観光資源や特産物等を活用した商品、本市の魅力発信と認知向上につながる商品など、観光土産、手土産としての活用が見込まれるものを対象とする。

(1) 事業者育成業務（プログラムの企画・実施）

消費者から選ばれる付加価値の高い商品開発（リブランディング等による既存商品の改良を含む。）に向けて、商品のブラッシュアップ、成果に結びつく市場投入の重要性を理解し、戦略的な計画立案や実現するためのセミナー等を実施する。

[プログラムの実施要件]

提案するプログラムには、次の要素を織り込むこと。

- ・参加事業者の募集に向けた広報戦略
- ・プログラムのコンセプトや特徴及び提案する構成の理由
- ・セミナーやワークショップの構成案及び実施方法
- ・福岡市内での販売イベント等のテストマーケティング、バイヤー等とのマッチング等の実際にビジネスにつなげていくことができる機会の設定案

(2) 伴走支援業務（個別サポート対応）

支援対象事業者による商品開発（リブランディング等による既存商品の改良を含む。）や販路開拓に関する取組に対して、専門的知見及びノウハウをもって伴走支援を実施する。

[個別サポート対応の成果要件]

- ・業務委託期間内に、4～6事業者（1商品/1事業者）以上の商品開発を支援し、販売開始すること

上記、(1)、(2) 企画提案にあたっての留意点

企画提案書には、次の内容について明記すること。

- ・プログラム実施のスケジュール、工程表、支援対象事業者の進捗管理方法
- ・本業務に係わる体制、組織能力（配置、保有ネットワークなど）
- ・事業の成果や波及効果を高める取組、情報発信
- ・本業務を受託するに当たっての自社の強み、同種・類似の業務実績など

4.業務実施における留意事項

(1) 支援対象商品等の考え方について

本事業では、「売る新商品を作る」いわゆるモノの開発が到達点ではなく、多くの商品の中から消費者に選ばれる「売れるモノ」・「ニーズがあるモノ」を開発し、生産体制を見据えた商品化、成果につながる販路開拓が重要であり、販売開始までが到達点である認識で取り組むこと。

(2) 支援対象事業者に対する補助事業の実施予定について

本市では、「3.業務の概要」(2)伴走支援業務による支援対象事業者には、商品開発及び販路開拓に必要な経費の一部を助成するものとして、1事業者あたり500千円(総事業費の3分の2)を上限として補助金の交付を予定している。

5.業務スケジュール及び実施体制等

(1) 業務スケジュール

業務の実施にかかるスケジュール及び工程表を作成し、本市に提出すること。

スケジュールには、プログラム企画や伴走支援に係る実施時期等を示すものとする。

工程表には、スケジュールの実施にあたっての工程や業務実施時期、対応の頻度、実施体制等を含めて記載すること。

(工程例) 参加者募集に係る広報等

(2) 実施体制

①業務実施にあたり、事務局として運営、管理をすること。

②日本国内に本社を有し、本業務の実施について、本市内において業務委託期間中100時間以上を対応し、委託者からの要請があるときは本市に訪問が可能なこと。

(3) 報告等

①業務スケジュール及び実施体制に変更が生じる場合、その旨を本市に報告し、承認を得ること。

②業務実施者は、本市担当者と十分な意志疎通を図ることができること。

また、本市担当者との定期ミーティング(月1回)を実施し、進捗報告等を行うこと。

6.業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

7. 業務実施にかかる留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

受託者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏れがないよう機密保持に万全を期する。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(3) 連絡調整

業務の実施に当たっては、本市との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう努めること。

(4) 委託業務完了後の対応

委託業務完了後、業務内容等に本市から質疑がある場合は、誠実な対応をすること。

8.特記事項

(1) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。

また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第29号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(2) 本市及び受託者は、相互に本業務の実施過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、本市が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。

(3) 業務実施に必要な資料については、所定の手続きにより本市から貸与する。

9.協議

この業務にあたり、「3.業務の概要」に関する事項に疑義が生じた場合、または定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

10.権利の取り扱い

この業務の履行過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定める規定を含むすべての著作権（著作権法第17条第1項の規定に基づくもの。以下同様とする。）は大牟田市に帰属し、本市が独占的に使用するものとする。

11.情報公開請求について

提出された書類は、参加者に無断で本業務以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本業務実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第7条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定するものとする。